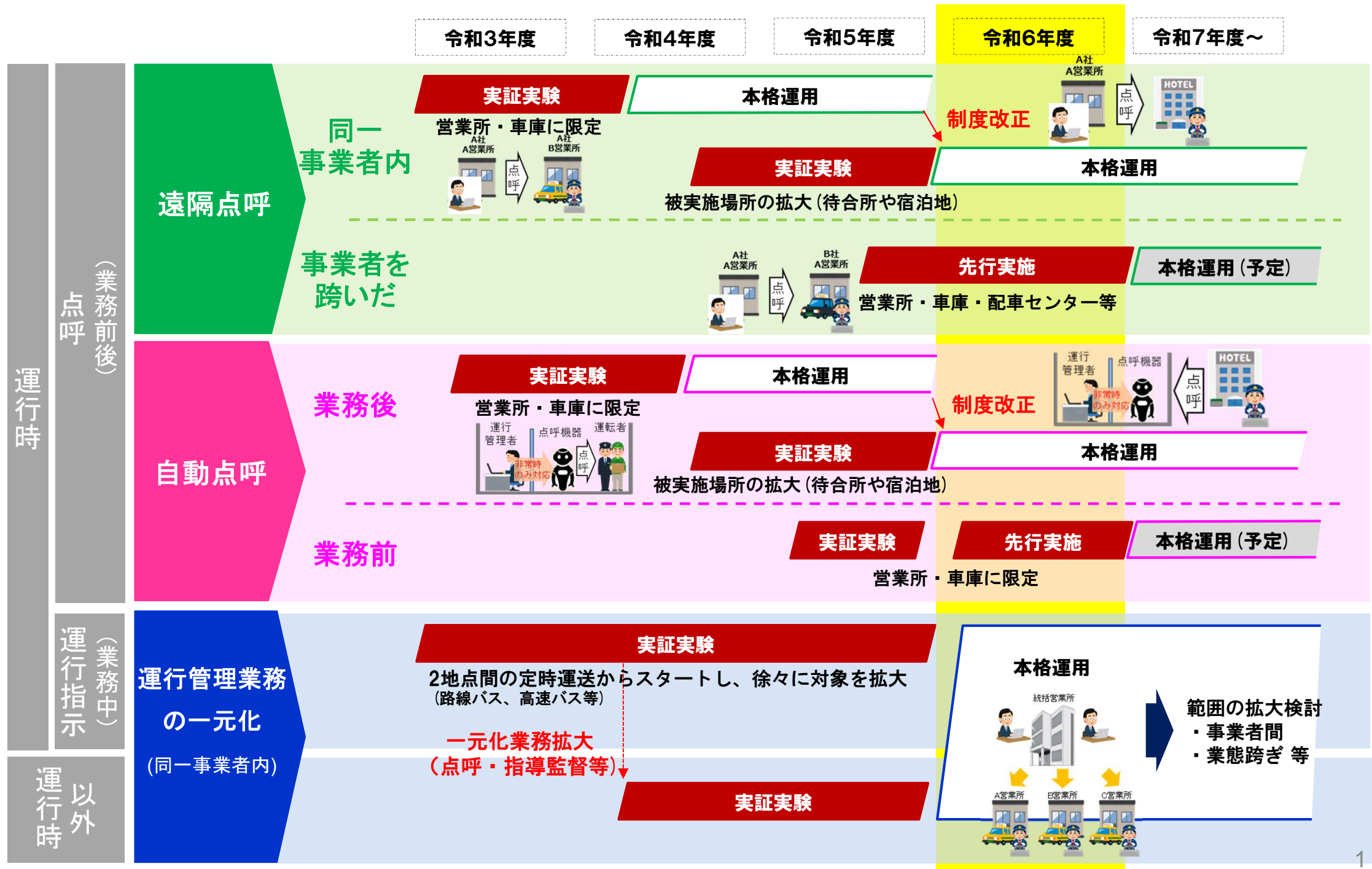


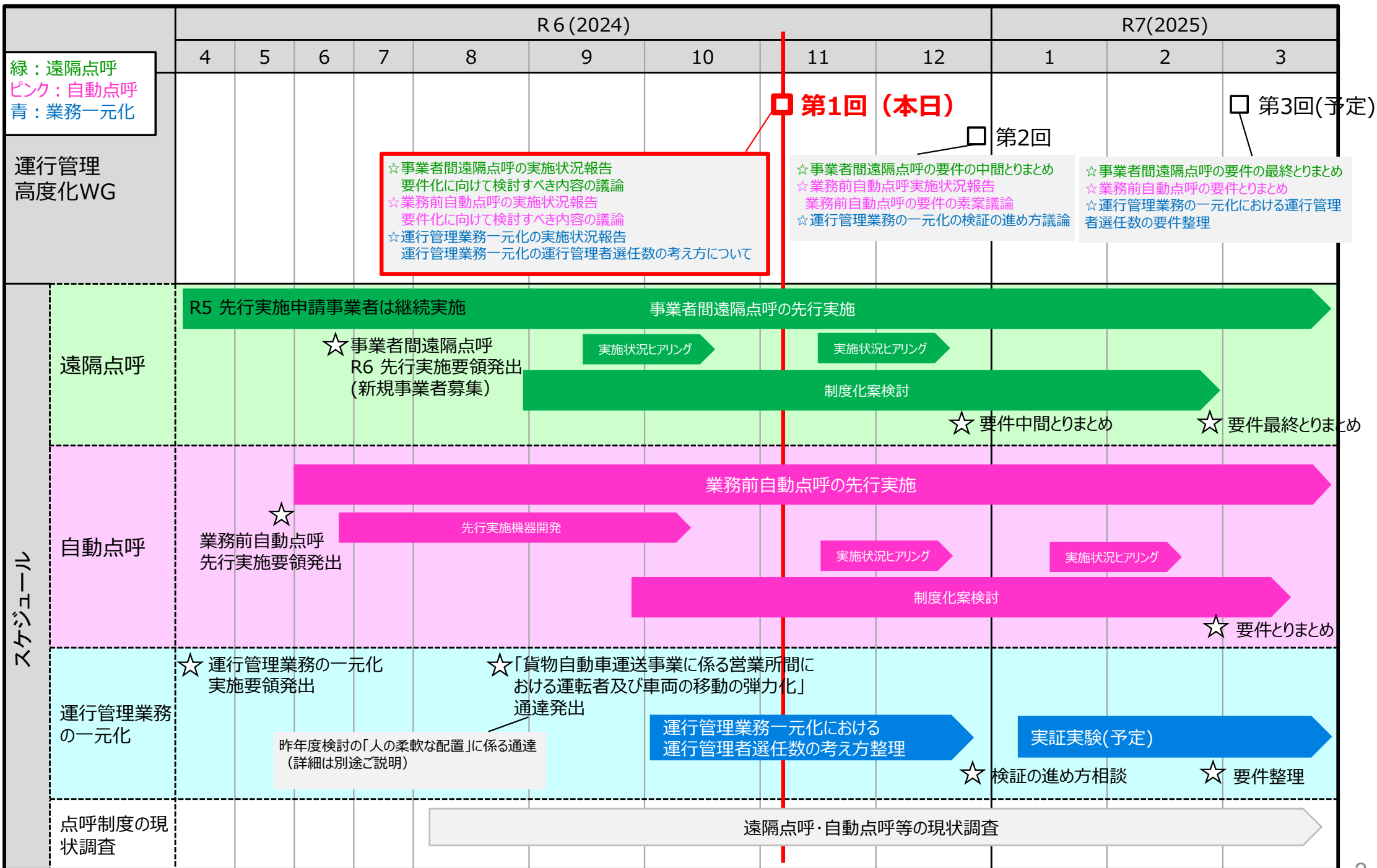
令和6年度運行管理高度化の 検討スケジュールについて

令和6年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

ICTの活用による運行管理業務の高度化のシナリオ



令和6年度 運行管理高度化の検討スケジュール案



令和5年度 第3回 運行管理高度化WG 資料引用

運行管理業務の一元化の検討状況

- 同一事業者間における運行管理業務の一元化については、令和5年度第2回運行管理高度化ワーキンググループ(令和5年12月6日開催)において要件の最終とりまとめを行ったところ。令和6年度より実施が可能となるよう、関係通達を準備中。
- ヤマト運輸より提案のあった人の柔軟な配置(運転者の所属変更を行わない状態で、他の営業所において運転業務が可能となる検討)については、令和5年10月から12月にかけて実証実験を実施。



今後の更なる検討方針

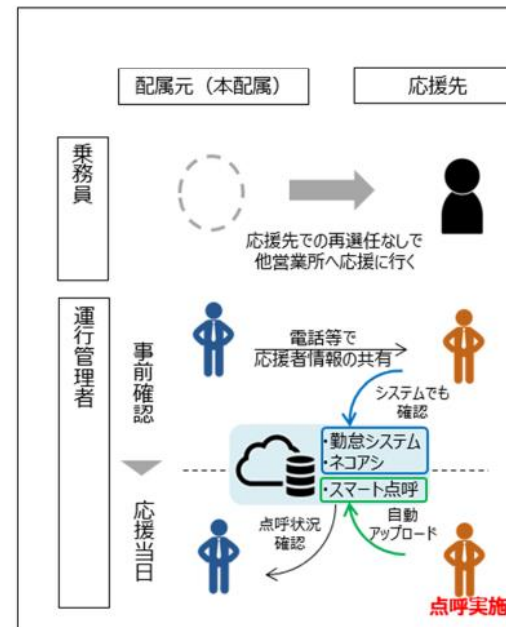
- 人手不足に見舞われる運送業界において、運転者の柔軟な配置についての要望がある中で、実証についてはヤマト運輸の事例のみにとどまることから、「運転者の柔軟な配置に係る先行実施要領」を発出し、具体的な使われ方を確認しながら、要件の検討を進めることとする。
- 実施する業態は、まずは実証実験を実施したトラックにて行うこととし、バス、タクシーについても具体的なニーズを把握しながら、先行実施を検討する。

令和5年度 第3回 運行管理高度化WG 資料引用

人の柔軟な配置における実証実験について

<実証実験案 トラック (R5.9~) >

事業者	形態	内容
1 ヤマト運輸	短距離配送	東京都の城東主管支店(江戸川区を管轄)のうち4営業所において、営業所ごとに選任されている運転者をフレキシブルに配置することで、突発的な物量増加等のイレギュラー対応力強化や営業所間の労働時間均一化を図るもの。 当該運行に係る運行管理業務は派遣先で一元的に実施する。



4

DXを活用して人のみならず、車両についても突発的な物流増加等に対して柔軟な対応を可能とする制度についてのご要望あり

「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」

(平成6年9月9日付け、自貨第91号、自管第81号、自整第236号、自環180号)

【概要】

一般貨物自動車運送事業者が、繁忙期において一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に事業用自動車を配車する場合には、運行管理及び車両管理を引き続き配車元の営業所で行う場合に限り、当該事業用自動車は配車元の営業所に配置されているものとし、増減者に係る事業計画の変更の事前届出を不要とする

当該通達を改正することにより、人の柔軟な配置のニーズを満足できることから、改正に際し、**令和5年度運行管理高度化WGの議論内容を織り込み、通達改正を実施**



「貨物自動車運送事業に係る営業所間の運転者及び車両の移動の弾力化について」

(令和6年8月30日付け、国自貨第278号、国自安第50号、国自整第112号、国自第112号)を発出

【運行管理について抜粋】

「運行管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において運行管理業務の履行補助(点呼等)を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。また、対面によらない点呼を行う場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省 令第22号)及び「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。)」に則り点呼を実施すること。

(以下省略)

【新旧 変更概要】

	旧	新
移動可能時期	繁忙期 引越シーズン/夏季繁忙期/秋期繁忙期/年末年始繁忙期	時期を限定せず
移動可能期間	各繁忙期につき30日以内	年間120日以内
移動可能連続日数	連続して30日超えないこと	連続して30日超えないこと
移動に係る事業計画の変更	不要	不要
移動可能範囲	同一事業者の営業所間	同一事業者の営業所間
移動単位	車両と運転者セットで移動	車両と運転者は個別に移動可
運行管理の責任	移動元営業所	移動元営業所
運行管理(点呼方法)	電話等 移動先営業所の運行管理者による補助可能	遠隔点呼 移動先営業所の運行管理者による補助可能

本通達によって貨物自動車運送事業において、運行管理業務の一元化に係る「人の柔軟な配置」が可能となったが、他運送モードについては具体的なニーズを確認しながら、必要に応じて先行実施し、制度化を検討していく